

野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の一部
を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第53号

野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱（令和4年野田市告示第78号）の一部を次のように改正する。

別表第1 定置用リチウムイオン蓄電システムの項中「令和5年度」を「令和6年度」に改め、同表窓の断熱改修の項中「令和5年度」を「令和6年度」に、「登録されているもの」を「窓・ガラスとして登録されているものであり、窓全体の熱貫流率 U_w が1.9以下のもの」に、「テラスドア・勝手口ドア」を「テラスドア及び勝手口ドア」に改め、同表電気自動車の項中「令和5年度」を「令和6年度」に改め、同表プラグインハイブリッド自動車の項中「令和5年度」を「令和6年度」に、「電気自動車」を「プラグインハイブリッド自動車」に改め、同表一般住宅用充電設備の項及び集合住宅用充電設備の項中「令和5年度」を「令和6年度」に改める。

別表第4 集合住宅用充電設備の項第2号に次のただし書を加える。

ただし、住民のみ充電設備を利用可能とする場合の補助を受けようとするときは、この限りでない。

別表第5 窓の断熱改修の項中「ドア本体」の次に「（窓として登録されているものを除く。）」を加える。

別表第6 集合住宅用充電設備（急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド）の項を次のように改める。

集合住宅用充電設備（急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセ	住民のみ充電設備を利用可能とする場合であり、かつ国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金を併用する場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエ
--	---

ントスタンド)	<p>エネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額×1/3 (上限50万円×設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあつては、その口数))</p>
	<p>住民のみ充電設備を利用可能とする場合であり、かつ国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金を併用しない場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額を基準とし、その基準額の1/3 (上限50万円×設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあつては、その口数))</p>
	<p>住民以外も充電設備を利用可能とする場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額×2/3 (上限100万円×設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあつては、その口数))</p>

別表第8集合住宅用充電設備(急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド)の項第7号中「写し」の次に「(クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の申請をしている場合に限る。次号から第10号までにおいて同じ。)」を加え、同項第11号中「利用可能な場合」を「利用可能とする場合」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。